

凡て鳥虫獸などに、其鳴聲を以名とせる例おほし、己が名を呼て鳴意にて、名鳴女ナナキメとは云なり、さて此は、雉とのみ云ても事足れるを、又かく名鳴女ナナキメとしも云るは、御使に遣す處なる故に、人めかしき名を擧たる物なり、かくはかなだちたるが、古傳のめてたきなり、後世のなまか、又思ふに、次にはたゞ鳴女ナナキメのみあれば、此も名者鳴女と訓べきにや、名鳴女ナナキメならんには、名を略てたゞ鳴女ナナキメと云ることもあり、されど書紀に無名ナナキメ雉とあると合せて見れば、必名鳴ナナキメとつゝくべきなれば、此は只鳴女には非じ、さて此記と照して、書紀の無名をも、那々伎と訓べし、此考によるときは、此記の名鳴は正字、書紀の無名は、二ツには、書紀の無名を正字として、此記の名鳴をも、那々志と訓べし、物を鳴すを、古言に那須ナスと云り、笛フエを吹なす、琴コトをかき、なすなどいふが如し、されば無の借字に、鳴ナナとは書るなり、卷首に畫鳴カキナシ註訓鳴云、那志とあるに同じ、又無名女の意として、那々伎賣と訓むもひがことならじ、さて書紀に、遣無名雉伺之、また一書に、使雉往候などある、伺字候、字を思ふに、此、御使には、名ある神をば、遣さずて、故に雉、鳥をしも擇びて遣すは、天若日子が狀を、伺ひ視しめむが爲なる故に、名も無き微賤者を遣すと云意にて、無名女ナナキメとは云か、右二ツの考、人々好まむ方を取てよ、さて女と云は、書紀一書に、乃遣無名雄雉往候之、此雉降來、因見粟田豆田、則留而不返、故復遣無名雌雉、此鳥下來爲天稚彥所射、中其矢而上報ともあるに依らば、雌雉の意ともすべけれど、凡て雌雄にか、はらず、魚鳥などの名をば、某女と云ぞ古の常なる、略註さて此度の御使に、かく雉鳥をしも撰びて遣はせしは、如何なる所以にか、測難けれども、漢籍どもを見るに、雉は物聞こと聰く、又よく耿介クサナを守る鳥なりと云れば、さる由にぞ有けむかし、略下

〔塵袋八〕一シヅノヲダマキヲヘントイフハ、人ノヘンニニタル歟、略中

常陸國記ニ、昔兄ト妹ト同日田ヲツクリテ、今日ヲソククウヘタランモノハ、伊福部神イフクベノカミヲザハヒヲカブルベシト云ケルホドニ、妹ガ田ヲオソククウヘタリケリ、其時イカヅチナリテ妹ヲケコロシ